

肝臓機能障害が身体障害者手帳の交付対象となります

重症の肝臓機能障害があり、一定の認定基準を満たす場合、4月から身体障害者手帳の交付対象となります。申請には都道府県知事の定める医師の診断書・意見書（福祉課に用意してある指定の様式のもの）が必要です。

▼申請受付 2月1日(月)から

▼問い合わせ 福祉課障害福祉担当（内線265・266）

重度心身障害者医療費助成制度

肝臓機能障害により身体障害者手帳1級から3級を取得された方は、重度心身障害者医療費の助成対象となり、医療機関などで支払った一部負担金が助成されます。

助成を受けるには手続きが必要です。

ただし、予防接種、診断書など保険外および他の制度で助成される場合は対象となりません。

▼手続きに必要なもの 身体障害者手帳、健康保険証、預金通帳、認印

▼問い合わせ 保険年金課医療担当（内線226・227）

後期高齢者医療制度の障害認定

65歳から74歳までの方で、一定の障害をお持ちの方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

▼障害認定の基準

次の年金の受給権または手帳を取得している方が対象となります。

・障害基礎年金 1・2級

・身体障害者手帳 1・2・3級

・身体障害者手帳4級のうち、音声機能または言語機能の障害があるとき

・身体障害者手帳4級のうち、下肢障害（1号・3号・4号）に該当するとき

・療育手帳 ㊀・A

・精神障害者保健福祉手帳 1・2級

▼加入した場合の窓口負担

原則として1割（所得の多い方は3割）

▼後期高齢者医療保険料

加入するすべての方に、所得に応じた保険料をお支払いいただきます。ただし、加入することで保険料負担が低くなる場合と高くなる場合があります。

▼問い合わせ 保険年金課医療担当（内線226・227）



行田市いきいき・元気サポーターが活動開始



近隣住民による支え合いボランティア事業「行田市いきいき・元気サポーター制度」が1月から始まりました。このサービス提供開始を前に、12月24日に市役所で発足式が行われました。

登録された74人のサポーターは、工藤市長から激励を受けた後、そろいのユニフォームを身に着けました。「地域のつながりが希薄になっている中で、サポーターとして地域に出向き、この活動を通して地域の活性化を図っていきたい」と意気込みを語るサポーターは、地域で支援を要する高齢者などの日常生活を支え、元気な行田をつくるための活動を開始しました。

▶問い合わせ 高齢者福祉課高齢福祉担当（内線223）

献血にご協力を

▼日時 3月11日(木)午前10時～午後4時
（正午～午後1時を除く）

▼場所 産業文化会館

▼内容 全血献血

▼持ち物 献血カード（お持ちの方）

▼主催 行田ライオンズクラブ

▼問い合わせ 埼玉県赤十字血液センター

☎042-985-6933

下水道事業受益者負担金の納付をお忘れなく

第4期納期限 3月1日(月)

下水道事業受益者負担金の期限内納付にご協力をお願いします。期限内納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。納付には、支払いに便利な口座振替をご利用ください。

▼問い合わせ 下水道課業務担当（前谷

1-11・水道庁舎内）☎564-003

03